

入札公告（電子入札、電子契約対象）

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び大子町財務規則（昭和40年大子町規則第5号）第84条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

大子町長 高 梨 哲 彦

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 観工第1号 観光交流施設建築工事
- (2) 工事場所 大子町大字 大子 地内
- (3) 工事期間 本契約締結の日（大子町議会議決の日）の翌日から390日間
- (4) 建物概要
 - ア 構造種別 鉄骨造
 - イ 耐火種別 準耐火構造
 - ウ 階 数 地上2階建て
 - エ 高 さ 軒高8.40m（最高高さ12.88m）
 - オ 建築面積 1,910.46㎡
 - カ 延床面積 2,676.46㎡
- (5) 工事概要
 - 建築工事 一式
 - 機械設備工事 一式
 - 電気設備工事 一式
 - 昇降設備工事 一式
 - 外構工事 一式
- (6) 予定価格 金1,345,300,000円（消費税を含む。）
- (7) 最低制限価格 有
- (8) 議会の議決 要（本工事は、落札決定後に落札者と仮契約を締結し、大子町議会の議決後に本契約となるものである。）
- (9) その他 令和7年4月7日公告、都整工第1号まちなか防災スクウェア整備工事（1工区）の落札者は観工第1号観光交流施設建築工事の入札に参加できない。

2 入札参加形態

単体によるものとする。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 入札公告日において、大子町建設工事等入札参加資格審査要項（平成27年大子町告示第17号）に基づき令和7・8年度大子町一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 大子町、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、水戸市、ひたちなか市、東海村、日立市のいずれかに建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店）がある者であること。

※「従たる営業所（支店）」については、茨城県内に建設業法に基づく従たる営業所があることを要件としています。「(支店)」の表記は、その一例を示したものにすぎませんので、営業所の名称が支店であることを必要としているものではありません。営業所、支社などの名称でも、建設業法に基づく従たる営業所であれば構いません。

(3) 契約締結日から1年7月以内の審査基準日に建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（建築一式）を受審している者であること。

(4) 入札公告日における最新の経営事項審査において、建築一式工事の総合評定値（P）が900点以上の者であること。

(5) 建設業法第3条に定める建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(6) 政令第167条の4の規定に該当していない者であること。

(7) 入札公告の日から開札日までの間に、大子町建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成20年大子町告示第15号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始後又は再生計画の認定決定が確定した後に大子町長が競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）。

(9) 平成27年4月1日以降に、次に掲げる全ての類似工事を単体又は共同企業体の構成員として元請けとして施工し竣工した実績があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ア 延床面積が1,000㎡以上のS造又はRC造（SRC造を含む。）の建築一式工事（新築、増築又は改築に限る。）

(10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

ア 建築一式工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得るものであること。

イ 建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合は、監理技術者資格者証（建築一式工事に対応するもの）及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

ウ 競争参加資格確認申請のあった日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者であること。競争参加資格確認申請に当たっては、健康保険被保険者証その他3か月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。（開札の結果、落札予定者となった者のみ提出）

エ 競争参加資格申請時に営業所の専任技術者でないこと。

オ 現在配置されている主任技術者又は監理技術者にあつては、本契約時に専任で配置できること。

カ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、全ての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

(11) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面において関連がある者（株式会社柴建築設計事務所の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者）若しくは人事面において関連がある者（建設業者の代表権を有する役員が株式会社柴建築設計事務所の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者）でないこと。

4 資料の提出、入札及び届出の方法

(1) 資料の提出、入札及び届出を茨城県との共同利用による電子入札システム（以下「システム」という）により行うため、入札に参加を希望する者のうち、競争参加資格確認申請、入札等をシステムにより行おうとする者は、入札公告に示された競争参

加確認申請の受付期間の末日までに電子証明書を取得し、かつシステムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

システムURL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

- (2) システムにより難しい場合は、大子町役場財政課契約管財担当（14に住所等記載。以下「財政課」という。）に、紙入札方式移行承諾願を提出することにより、その承認を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

5 設計図書の閲覧

- (1) 設計図書のうち一部については、入札情報サービスによりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

入札情報サービス URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>

- (2) (1)の入札情報サービスにより公開するのは、設計図書の一部であるので、全ての設計図書を閲覧しようとする者は、大子町ホームページに全ての設計図書を掲載するので、ダウンロードすること。
- (3) 設計図書等に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き、令和7年4月22日午後5時までに質問書により財政課へファクシミリにより提出するものとする。
- (4) (3)の質問に対する回答は、令和7年5月1日に大子町ホームページに掲載する。

6 現場説明会

実施しない

7 競争参加資格の確認

- (1) この工事の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び「競争参加資格確認資料（別記様式第2号。以下「資料」という。）各1部をシステムにより提出するものとする。

ア システムによる申請書等の受付日時、提出先等

- (イ) 令和7年4月11日から令和7年5月21日（土・日曜日及び祝日を除く。）までの午前9時から午後5時まで。

- (イ) 電子ファイルの作成に当たっては、Word形式でファイルを作成後、テキストファイル又はTIFファイルで提出すること。

(ウ) 紙媒体による提出物については、競争参加確認申請期間内に郵送（書留郵便に限る。）により財政課に提出すること。なお、この場合においては、①郵送する旨の表示、②郵送する書類の目録、③郵送する書類のページ数、④発送年月日を記載した目録ファイル（様式任意）を申請書に添付してシステムにより提出すること。

イ 郵送による申請書等の受付日時、提出先（４（２）の承諾を得た者に限る。）

(ア) 申請書及び資料の全部について、郵送（書留郵便に限る。）する場合には、あらかじめ４（２）の承諾を得ること。なお、提出を郵送で行った者は、入札についても書面によること。

(イ) 郵送による場合は、競争参加資格確認資料（様式第２号）のほか、競争参加資格確認申請書（様式第１号）についても併せて作成し、押印の上、提出すること。

(ウ) 受領期限は、令和７年５月２１日午後５時必着

(エ) 提出先 財政課（１９に住所等記載）

ウ 申請書、資料の作成説明会は実施しない。

エ 申請書、資料のヒアリングは実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

(2) システムにおける申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。

(3) 競争参加資格の確認は、開札の結果、落札候補者となった者に対してのみ、競争参加資格確認の申請日現在を審査日として行うので、落札候補者となった者は、直ちに競争参加資格の裏付けとなる以下ア～エの書類を財政課に提出すること。なお、確認の結果、競争参加資格がある場合にあっては、競争参加資格確認通知書は通知しない。

ア 施工実績の確認に要する書類

「工事実績情報システム（CORINS）」に登録された当該工事の登録内容確認書（竣工時のものに限る。以下「登録内容確認書」という。）又は契約書（又はこれに準じたもの）の写し。この場合において、登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

イ 配置予定技術者の資格の確認に関する書類

資格認定証明書、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等）

エ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知）の写し。

(4) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。競争参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に財政課に書面（様式任意）により行わなければならない。

(5) 受付日時までに申請を行わなかった者は、入札への参加を認めない。

(6) 同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。

ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請書を提出すること（(1)と併せて申請（提出）すること。）。

イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者と重複する場合には、競争参加確認申請書・入札参加申請書取り下げ書を提出すること。

ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。

8 入札方法等

(1) 入札書は、令和7年5月22日から令和7年5月26日の午前9時から午後5時までにシステムにより提出することとし、持参、電報、ファクシミリによる入札は認めない。ただし、4（2）の承諾を得ている場合は、郵送（書留郵便に限る。）により財政課に提出することができる。入札書を郵送で提出する場合は、令和7年5月26日午後5時必着とし、期限を過ぎて到着した入札書は受理しない。なお、郵送による場合は、事前に入札書の提出方法について財政課に確認すること。

(2) 入札書は地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、大子町財務規則（昭和40年規則第5号）大子町建設工事執行規則（平成14年規則第23号）、その関係法令における入札に関する規定を遵守しなければならない。

(3) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、工事費内訳書の提出のない入札は無効とする。

(4) 工事費内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同じとし、システムにより電子フ

ファイルで提出すること。指定様式の Excel 形式を使用するものとし、画像ファイル（.tif）に変換後提出すること。ただし、押印は要しないものとする。（※「Excel から画像ファイル（TIF）を作成する方法」を参照すること）。

なお、事前に 4（2）の承諾を得た場合には郵送（書留郵便に限る。）により提出できるものとする。工事費内訳書を郵送で提出する場合は、令和 7 年 5 月 26 日午後 5 時必着とし、期限までに到着しない場合は無効とする。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（該当金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 提出した入札書の引替え、変更又は取消しは認めない。

(7) 入札執行回数は 1 回とする。

9 入札参加者が 1 者のみの場合の取扱い

入札を取り止める。

10 入札執行（開札）の日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 5 月 27 日（火） 午前 10 時 00 分

(2) 場所 太子町役場 行政棟 2 階 大会議室

(3) 電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる（希望者は 5 月 16 日午後 5 時までに財政課へ連絡すること。）。

11 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

ウ 入札書を 2 通以上提出した場合

エ 他の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をした場合

オ 承認を受け紙入札に移行した場合において、記名押印のない入札の場合

カ 担当部局の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合

キ 電子入札と紙入札の両方を行った場合

ク 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

ケ 電子入札の場合で、開札時点において有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合（なお、開札時点において、電子証明書が有効期間切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に電子証明書の再取得の申請等を行った上で、紙入札への移行手続きを行うこと。）

コ 入札に際し、工事費内訳書の提出がない場合

サ 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札の場合

シ 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札の場合

1 2 落札者の決定方法等

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、落札者とししない。

(2) 落札となるべき同一金額の入札をした者が二人以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入札番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

(3) 入札結果は、入札後、速やかに電子入札システムにより通知する。併せて大子町ホームページにより公表するものとする。

1 3 入札保証金

免除する。

1 4 契約保証金

落札者は、大子町財務規則第 104 条の規定に基づき、請負金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、大子町財務規則第 105 条各号に該当する時は、免除することができる。

1 5 火災保険付保の要否

要

1 6 電子契約の対象案件

当案件は電子契約の対象とする。落札決定業者が電子契約での契約を希望する場合は、別添の電子契約利用申出書を担当課へ提出すること。（様式は太子町ホームページでも公開しています）

1 7 支払条件

- (1) 前払金は太子町公共工事前金払取扱要綱（平成28年告示第31号）に基づき、請負代金のうち、4割以内で計算した金額以内の前払金を請求できる。
- (2) 中間前払金は太子町公共工事前金払取扱要綱に基づく認定を受けた場合について、請負代金のうち、2割以内で計算した金額以内の前払金を請求できる。
- (3) 部分払いは太子町公共工事前金払取扱要綱に基づき請求できる。
- (4) (2)及び(3)については、いずれか一方のみを請求できるものとする。

1 8 その他

契約額が税込500万円以上の場合、契約後、速やかにコリンズへ登録を行うこと。

1 9 担当部署

〒319-3521 茨城県久慈郡太子町大字北田気662番地

太子町役場

太子町役場観光商工課観光商工担当（工事内容に関すること。）

電 話 0295-72-1138 FAX 0295-72-1167

太子町財政課契約管財担当（入札に関すること。）

電 話 0295-72-1119 FAX 0295-72-1167